（処遇部及び矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十二条　東京拘置所の処遇部に次席矯正処遇官二人を、宮城刑務所、千葉刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、名古屋刑務所、京都刑務所、大阪刑務所、神戸刑務所、福岡刑務所及び大阪拘置所の処遇部並びに喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

2　［略］

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［略］		
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　福岡刑務所　東京拘置所	［略］	［略］
高松刑務所	保健課	保健、衛生及び防疫に関すること。
	医療第一課	精神及び神経系疾患の医療並びに薬剤に関すること。
	医療第二課	内科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第三課	外科系身体疾患の医療に関すること。
	医療第四課	医療共助及び外部医療機関等との連携に関すること。
大阪医療刑務所	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
	［略］	［略］
［略］		

［項を削る。］

（処遇部及び矯正処遇部の次席矯正処遇官）

第十二条　東京拘置所の処遇部に次席矯正処遇官二人を、黒羽刑務所、府中刑務所、横浜刑務所、名古屋刑務所、大阪刑務所、福岡刑務所及び大阪拘置所の処遇部並びに喜連川社会復帰促進センター及び島根あさひ社会復帰促進センターの矯正処遇部にそれぞれ次席矯正処遇官一人を置く。

2　［同上］

（医務部及び医療部に置く課並びに所掌事務）

第二十二条　次の表の上欄に掲げる刑務所等の医務部及び医療部に、同表の中欄に掲げる課を置き、これらの課の所掌事務は、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

刑務所等の名称	課の名称	所掌事務
［同上］		
札幌刑務所　宮城刑務所　府中刑務所　名古屋刑務所　大阪刑務所　広島刑務所　高松刑務所　福岡刑務所　東京拘置所	［同上］	［同上］
東日本成人矯正医療センター　大阪医療刑務所	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
	［同上］	［同上］
［同上］		
黒羽刑務所	医務課	保健、衛生、防疫、医療及び薬剤に関すること。

［項を加える。］